

附属図書館における個人情報漏えい防止のための取扱要項

(平成28年4月28日附属図書館長決裁)

[令和3年7月15日最終改正]

(趣旨)

第1条 この要項は、個人情報取扱規則（平成17年島大規則第25号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、島根大学附属図書館（以下「図書館」という。）における個人情報の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象となる資料)

第2条 対象となる資料は、図書館が保有する資料のうち、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第2条第5項第3号に定める歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料であって、規則第2条第1号に定める個人情報が記録されているものとする。

(個人情報漏えい防止のために必要な措置)

第3条 図書館長は、規則第5条第1項に定める保有個人情報の保護管理者として、前条の資料について、当該個人情報の漏えい防止のため、以下の措置を講じるものとする。

- 一 書庫の施錠その他の物理的な接触の制限
- 二 個人情報に対する不正アクセス（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第3条第2項に規定する不正アクセスをいう。）を防止するために必要な措置
- 三 図書館職員に対する教育・研修の実施
- 四 その他個人情報漏えい防止のために必要な措置

附 則

- 1 この要項は、平成28年4月28日から実施し、平成28年4月1日から適用する。
- 2 島根大学学術情報機構附属図書館における個人情報漏えい防止のための取扱要項（平成25年6月28日学術情報機構附属図書館長決裁）は廃止する。

附 則

この要項は、令和3年7月15日から実施する。